

大和市規則第61号

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月31日

大和市長 大木 哲

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年大和市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条に規定する災害発生報告書による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、公務外災害等認定通知書により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

第28条を第29条とし、第25条から第27条までを1条ずつ繰り下げ、第24条の2の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第25条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

別表第2第2号様式、通勤災害認定通知書の項の次に次のように加える。

公務外災害等認定通知書

第4条

附 則

この規則は、公布の日から施行する。